

市 長 決 定
令和 2 年12月 24日
令和 7 年 4 月 1 日一部改正

押印見直し基準

個人及び法人等が行う行政手続において、申請書等に求めている押印について、次の基準により見直しを実施し、原則として押印義務付けを廃止します。

1 押印が必要な手続

- (1) 法令及び府の条例等で押印が義務付けられているもの（契約書含む。）
（国・府が義務付けを見直した際は、直ちに 2 又は 3 へ移行）
- (2) 市の条例等で登記印^{※1}や登録印^{※2}の押印を義務付けているもの
- (3) 請求書に該当するもの（法人からの請求書及び契約書・請書等に基づく請求書）

2 署名^{※3}又は記名押印^{※4}が必要な手続（選択制）

- (1) 法令及び府の条例等で署名又は記名押印が義務付けられているもの
- (2) 虚偽の申請等があった場合に回復困難な権利侵害が生じ得るなど手続の性質上、署名又は記名押印の方法により申請者等の意思を推定・確認することが必要なもの。ただし、署名又は記名押印以外の手法により申請者等の意思の推定・確認が可能である場合を除く。
- (3) 請求書に該当するもの（1 (3)に該当する請求書は除く。）

3 署名も記名押印も必要ない手続

上記以外のもの

※1 登記印とは、法務局へ法人設立登記を行う際に届け出た印鑑を指す。

※2 登録印とは、印鑑登録制度において登録した印鑑、銀行口座開設時に届け出た印鑑、その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑を指す。

※3 署名とは、本人が自筆で氏名を記入することを指す。

※4 記名押印とは、自筆以外（P C、ゴム印等）の氏名記載に加え、押印することを指す。